

鎌ヶ谷市景観形成基本計画(案)に対する パブリックコメント(意見募集)の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市景観形成基本計画(案)」についての意見

2 趣旨

市域の発展等市を取り巻く社会的な変化や、景観法の制定等時代の要請に対応し、市内の景観資源を有効に保全、活用していくために、本市における景観形成の方向性を示すとともに、市民や事業者と行政が一体となって鎌ヶ谷らしい魅力ある景観形成に積極的に取り組んでいくため、景観法に基づく「鎌ヶ谷市景観形成基本計画」を策定することとしました。

この鎌ヶ谷市景観形成基本計画は、景観形成に関する手段や考え方について、緩やかなルールを定め、協議・誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼としています。

今回、これまでにまとめた計画案に対して、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

3 募集期間

平成25年6月17日(月)から平成25年7月16日(火)まで

※持参及びFAX、電子メールによるご意見は、平成25年7月16日(火)必着、郵送によるご意見は平成25年7月16日(火)の消印まで有効とさせていただきます。

4 閲覧方法

(1)鎌ヶ谷市ホームページ

(2)都市建設部都市計画課都市政策室(本庁舎4階)

(3)情報公開コーナー

(4)市内公共施設(まなびいプラザ、東部学習センター、各公民館、図書館、各コミュニティセンター)

5 ご意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者)を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。

なお、提出する書類については任意ですが、公表資料に意見用紙を用意しておりますのでご使用下さい。

また、ご意見は、公表資料のうち、「鎌ヶ谷市景観形成基本計画(案)」のものを対象とします。

(1)郵送の場合 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

鎌ヶ谷市役所 都市計画課 都市政策室宛

(2)持参の場合 鎌ヶ谷市役所4階 都市計画課都市政策室へ

(3)FAXの場合 047-445-1155

(4)電子メールの場合 tosikei@city.kamagaya.chiba.jp

※電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントの扱いにはなりませんのでご注意ください。

6 意見の取り扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、住所、氏名などの個人情報を除いて市のホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係の無いご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

7 その他

これまでの取り組み等をお知らせするために、「鎌ヶ谷市の景観計画」のホームページを作成しています。市内の景観資源にも繋がる観光等のホームページへもリンクしていますのでご覧ください。

【鎌ヶ谷市のホームページ】

[トップページ](#) > [市の施策](#) > [鎌ヶ谷市の景観計画](#)

8 問い合わせ先

鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課都市政策室

電話:047-445-1141(代表) 内線445